

## 模擬裁判

## 強盗致傷事件台本

## 1. 公判の開始

裁判長（以下 裁） 「私が今回の裁判の裁判長を務めます中村です。これから被告人根本尚希に対する強盗致傷事件についての審理を始めます。」

裁 「それでは一番初めの手続きに入ります。」

## 2. 起訴状朗読と罪状認否

裁 「では検察側から今回訴えられている内容を報告してもらいます。」

検察官（以下 検） 「今回訴えられている内容は以下の通りです。被告人根本尚希は、平成18年3月1日午後6時頃、コンビニエンスストア西千葉において店内に陳列してあった商品であるハンバーグ弁当と卵サンドイッチとの2つをコートの中に隠し持って店を出たところをその店の店員である三浦朋子（21歳の女性アルバイト）に見つかって追いかけられ、捕まりそうになったため、逮捕を免れる目的で、店の入口から3メートルの地点で三浦朋子に暴行を加え、全治2ヶ月の頭蓋骨骨折の傷を負わせたものである。罪名は強盗致傷、罰条は刑法240条（無期又は6年以上の懲役）」

## 〔参考〕

・商品を隠し持って店を出ただけならば、刑法235条の窃盗罪（10年以下の懲役）となる。

・店を出たあと、取り返されるのを防ぎ、あるいは、逮捕を免れるために暴行を加えた場合には、強盗と同じ扱いになる（刑法238条の事後強盗。5年以上の懲役。これは、刑法236条の強盗罪と同じ）。

・ここでは、さらに傷を負わせたため、刑法240条の強盗致傷罪となる。

裁 「最初に言っておきますが、被告人には言いたくないことは言わなくてもいい、という黙秘権があります。この法廷で被告人が言ったことはすべて証拠として、被告人に有利にも不利にも用いられることがあります。それでは被告人にたずねますが、訴えられている内容に事実と違う点はありますか。」

被告人（以下 被） 「結果的に、商品を盗み、被害者の人に怪我を負わせたことは間違いありませんが、もともと商品を盗むつもりはなかったのです。また、被害者に傷をおわせるつもりもなかったのです。大変申し訳ありませんでした。」

裁 「弁護人からなにかありますか。」

弁護人（以下 弁） 「基本的な事実関係は認めますが、被告人には、もともと強盗をする目的はなく、また、店員に対して暴行を加えたり、ましてや傷を負わせたりするつもり

はなかったものであります。また、被告人は、犯行の3時間後には、自ら警察署に出頭して罪を認めています。さらに、被告人が犯行を行ってしまったのには、やむをえないような事情もあります。したがって、情状酌量を求めます。」

### 3. 証拠調べ手続き

裁 「では、これから証拠調べ手続きに入ります。弁護人から被告人に質問があれば行って下さい。」

弁 「はい。被告人は、なぜ商品を盗んだのですか。」

被 「およそ半年前に失業して、ずっと仕事を探しており、その日も就職先の面接に行った帰りで、家で娘(4歳)がお腹をすかして待っているのでコンビニで弁当を買っていくつもりで店によりました。ハンバーグ弁当と卵サンドイッチとの2つをレジに持っていきこうとしたところで手持ちのお金がなくなっていることに気づきました。そこで、その時たまたま店員が背中を向けて帳簿に何か書いていたので、ついこのまま持って帰ってしまおうという気持ちになってしまいました。

弁 「奥さんが娘さんの夕飯を作っているのではないのですか。また、なぜ家にお金をとりに帰ろうとしなかったのですか。」

被 「妻は、3カ月前に病気で亡くなりました。そこで、娘は近くの叔母さんの家にあずけたりすることもあるのですが、その日は叔母さんの都合が悪くて、家で私の帰りを待っていたのです。また、実は失業しているためついこのまま持って出ていこうという気持ちになってしまいました。それに、その日も就職のための面接をしに行ったのですが、うまくいかず、小さな子どもを抱えて将来のことも心配で、なにか頭の中がぼーっとしていました。それで、こんなことをしてはいけないのだということは分かっていたはずなのですが、自分の中であまり抑制が働かなくなっていたような気がします。」

弁 「コンビニを出たあと、なぜ店員に暴行を加えたのですか。」

被 「暴行を加えるつもりはなかったのです。店を出たすぐあとに店員が追いかけてきて、『お客さん待ってください』と大声で叫び出したので、私も急に、これはまずいことをしてしまった、警察につかまったら大変なことになると思い、急いで、店員に『これは返すから、たのむから大声をあげないでくれ』といって口をふさごうとしたのです。でも店員が暴れるので、もみ合っているうちに店員が転んで、どこかに頭をぶつけて血が出てきたので、私もあわてて逃げだしてしまったのです。」

弁 「本当に商品を返すつもりだったのですか。」

被 「店員が大声をあげるのを聞いて、私もはっと我にかえて、これはいけないことをした。返さなくてはいけないと思ったのです。ですから、とにかく大声をあげるのをやめてもらおうと思ったのです。」

弁 「3時間後には、警察署に出頭して、自分から私が犯人であると話しましたね。」

被 「はい。あわてていたため、その場から逃げ出してしまったのですが、すぐに悪いこ

とをした、と反省して警察に自首したのです。」

弁 「質問は以上です。」

裁 「では、検察官から被告人に対する質問があれば行って下さい。」

検 「はい。では質問します。被告人はコンビニに入る前から自分がお金をもっていないことを知っていたのではないのですか。また、店員に暴行を加えたのは、あくまでも逃げるためだったのではないのですか。」

被 「そんなことはありません。コンビニに入ったときには、ちゃんとお金を払って弁当を買うつもりだったのです。気がついたのはレジに行く前の時です。また、店の前で店員に声をかけられたときには、とんでもないことをしてしまったと思い、商品を返すつもりだったのですが、つい大声をだすのを止めてもらいたいという気持ちで店員の口をふさいでしまったのです。捕まりたくない、という気持ちが心の奥にあったことも事実ですけど。」

検 「被害者の人を押し倒したことは間違い無いですか。」

被 「押し倒すつもりは無かったのですが、はずみで……。」

検 「警察に出頭したのは、店員に顔を見られていたから、逃げ切れないと思ったからじゃないですか。」

被 「そんな……。」

検 「質問は以上です。」

裁 「では検察官から店員A（被害者）に対して質問があれば行って下さい。」

検 「はい。では被告人が商品を持ち出した時のようす、暴行を受けた時のようすについて述べてください。」

証人A（以下A） 「私は、その直前にお客さんからあずかった宅配便の書類に少し書き込みをしていましたが、ふと振り向くと被告人が逃げるように店の入口の方に行くのが見えました、そしてよく見るとチラッと弁当のようなものを被告人がコートの中に抱え込むようにしているのが見えたので、すぐに追いかけて店を出た所で『お客さん待ってください』と叫びました。すると、被告人はすぐに戻ってきて抱き抱えるようにして私の顔を押しさえました。私は、こわくなって身体をはなそうとしてもがいたのですが、被告人の力が強く、あっという間に押し倒されて身体を地面に投げつけられていて、そばにあったブロックに頭をぶつけ2ヶ月の治療が必要な怪我をしまいました。」

検 「暴行を加られた時の被告人はどんなようすでしたか。」

A 「とてもこわい顔をしていました。」

検 「質問は以上です。」

裁 「では弁護人からAに対して質問があれば行って下さい。」

弁 「はい。被告人があなたを抱きかかえた時に、被告人は商品を返すから静かにしてく

れというようなことを言いましたか。」

A 「『返す』というようなことを言ったような気もしますが、私は被告人に身体を抱きかかえられて、もしかして殺されるのではないかと思ってこわくなって、被告人から一生懸命はなれようとして抵抗していたので、その時のことはあまりよく覚えていません。」

弁 「質問は以上です。」

裁 「では、検察官から事件当時そばにいたという証人瀬畑洋樹に対して質問があれば行って下さい。」

検 「はい。では被告人が被害者に傷を負わせた時のようすを話してください。」

証人B（以下 B） 「その時、私はコンビニの15メートルくらい前にいました。コンビニの方に向かってあるいていると、急に被告人が出てきて、そのすぐ後で被害者が飛び出してきて、『お客さん待ってください』と叫んでいました。すると、被告人が振り向いて、被害者を抱き抱えるようにして顔を押しさえ、少しもみ合っていました。私も、これは大変だと思って走りだしたのですが、すぐに被害者が押し倒されるようにしてその場に倒れ、私が着いたときにはブロックにぶつめたのか頭から血が出ていました。私は、その場で被害者に大丈夫かといって安否を確かめました。そして、その間に被告人はどこかに逃げていってしまいました。」

検 「被害者は押し倒されるようにして倒れたのですね。」

B 「はい。そのように見えました。」

検 「質問は以上です。」

裁 「弁護人から通行人Bに対して質問があれば行って下さい。」

弁 「はい、では質問します。二人がもみ合っているとき、被告人が商品を返すから静かにしてくれというようなことを言ったのが聞こえませんでしたか。」

B 「被告人が『たのむ』と言っていたような気もしますが、遠かったので、話の内容は聞き取れませんでした。」

弁 「質問は以上です。」

#### 4 . 論告・弁論

「では最後に検察と弁護人から最後の論告、弁論を行ってもらいたいと思います。」

〔検察官の論告求刑〕

検 「どんな事情があるとしても、商品を盗むことが許されるはずがありませんし、まして、逃げるために店員に暴行を加えて頭部にかなり重傷の怪我を負わせるなどということは、非常に危険性が高く、重い罪となります。店員は殺されるかもしれないという強い恐怖を感じましたし、怪我のため、その後しばらく仕事が出来なくなって大変な思いをしています。ただし、盗まれた物の金額は低いということを考慮して、被告人に対して懲役5

年を求刑します。」

〔参考〕

刑法240条の強盗致傷罪は無期又は6年以上の懲役であるが、被告人のために酌むべき事情があれば、法定刑を2分の1に減輕できるため、刑罰は3年以上の懲役となる。これは、酌量とよばれる。

〔弁護人の最終弁論〕

弁 「強盗致傷がとても重い罪であることは認めますが、もともと被告人は商品を盗むつもりで店に入ったわけではありません。また、失業した後の就職活動に疲れ、妻が亡くなったあとの子育てにも疲れ、その当日も職を求めてうまくいかず、精神的に疲れていました。商品を店から持ち出したのはそのような中で、つい出来心で行なってしまったものがあります。また、暴行をしたという点についても、被告人は店員が大声で叫んだ時に、すぐに悪いことをしたと反省し商品を返さなければいけないと思っていたのですが、警察に捕まりたくないという気持ちも少しはあったので、つい店員の口をふさいでしまい、そのはずみで被告人を倒してしまったもので、傷を負わせようとするつもりなどなかったのです。被告人は大変なことをしてしまったとすぐに反省し、警察に自ら出頭しておりますし、また、被告人がかりに刑務所に入るようなことになれば、幼い子どもも親を失うこととなります。そこで、本件では情状酌量による減輕を適用して刑罰をできるだけ軽くしていただき、また、ぜひ刑罰の執行を猶予するという寛大な措置をお願いしたいと思います。」

〔参考〕

刑法240条の強盗致傷罪は無期又は6年以上の懲役であるが、前述の通り、情状酌量の余地があると認められた場合には、法定刑を2分の1に減輕できるため、刑罰は3年以上の懲役となる。これは、酌量減輕とよばれる。なお、そのほかに、法律上の減輕事由があれば、さらに2分の1に輕減しうるが、本件で警察に自ら出頭したことは、被告人が犯人であることが明らかな事情のもとでの行為なので、いわゆる自首には該当しないため、法律上の減輕事由とはいえない。しかし、酌量減輕の事情として考慮しうる。

また、かりに具体的な事件での宣告刑が3年以下の懲役の場合には、1年以上5年以下の期間、その執行を猶予することができる。本件で執行猶予にするためには、酌量減輕をして懲役3年とするしかない。

したがって、本件での宣告刑の範囲は、

一番軽いもので、懲役3年。執行猶予 年（1年から5年の間）

その中間で、懲役3年（執行猶予なし）。

4年（執行猶予なし）。

4年6月（執行猶予なし）・・・等々

一番重いもので、検察官の求刑通りの懲役5年となる。

